安房まちづくり基金

地域の挑戦を支え、安房の未来を育む

# 2027 年度助成事業　募集要項

## 1．安房まちづくり基金について

安房まちづくり基金は、安房地域（鴨川市、鋸南町、南房総市、館山市）の豊かな自然、生業、暮らしを未来につなぎ、地域資源を活かした持続可能な地域づくりを支援する基金です。

2025 年 1 月、株式会社 KIJ（代表取締役：熊切雄三）および笑顔のコミュニティ株式会社（代表取締役：新田信行）からのご寄付により設立されました。

設立後も、基金の趣旨に賛同する方々からの寄付が寄せられており、安房地域の課題解決に挑戦する人々を応援する輪が広がっています。

本基金では、地域の資源や人々の力を活かしたソーシャルビジネスの立ち上げや発展を支援するとともに、多様な人々が寄付を通じて地域づくりに参加できるローカルファンドを目指しています。

## 2．助成の目的

安房地域では、人口減少や少子高齢化、農林水産業の担い手不足、耕作放棄地の増加、子どもの学びや地域の暮らしを支える仕組みづくりなど、さまざまな課題があります。一方で、豊かな自然や地域産業、人々の知恵やつながりなど、地域ならではの資源も数多くあります。

本助成事業では、こうした地域の課題やニーズを捉え、ビジネスの手法を活用して解決に取り組む非営利団体を支援します。

新たな商品・サービスや事業の立ち上げに加え、既存事業の新たな展開や発展を支援し、地域資源を活かしながら、社会的価値の創出と事業の持続性・発展性の両立を目指します。

また、資金助成に加え、事業計画の具体化や実施体制の強化、地域内の関係者との連携づくり等を支援することで、地域課題の解決を継続的に担う事業と担い手を育成し、安房地域の持続可能なまちづくりにつなげることを目的とします。

**※ソーシャルビジネスとは**

ソーシャルビジネスとは、環境保護、高齢者・障がい者の介護や支援、女性活躍促進、子育て支援、まちづくり、過疎地域の活性化などの地域や社会が抱える課題の解決をミッション（使命）として、住民・NPO・企業など、さまざまな主体が協力しながらビジネスの手法を活用して取り組む事業のことです。

**＜申請受付期間＞2027 年 1 月 5 日（火）～1 月 22 日（金）必着**

## 3．対象となる事業

安房地域の課題解決に向けて、ビジネスの手法を活用し、社会的価値の創出と事業の持続性・発展性の両立を目指す事業を対象とする。

※ビジネスの手法とは…事業収入の確保を基本的な方向性としつつ、寄付・助成・行政委託等を組み合わせた事業モデルを想定しています。

特に、次のような取組を支援する。

①新たなソーシャルビジネスの立ち上げ

地域課題の解決につながる商品・サービスの開発、事業モデルの構築、試行・実証など、新たな事業の立ち上げに向けた取組。

②既存事業の発展・新たな展開

既存の活動や事業を基盤として、新たな商品・サービスの開発、顧客・利用者の開拓、収益構造の改善、他団体・事業者との連携などにより、事業の発展を目指す取組。

なお、いずれの事業についても、助成金の活用によって事業がどのように前進し、地域課題の解決にどのような変化を生み出すことが期待できるかを重視します。

## 4．対象となる団体

下記のすべてに該当する団体が対象となります。

①千葉県内に活動拠点を有し、安房地域（館山市、南房総市、鴨川市、鋸南町）において、地域課題の解決を目的とする事業を実施する非営利団体（法人格の有無は問わない）。

※本基金における非営利団体とは、営利を主たる目的とせず、活動によって得た利益を構成員等に分配することを目的としない団体をいいます。

②構成員が 3 名以上であること

③公益コミュニティサイト「CANPAN」（https://fields.canpan.info/）に団体登録し、情報開示レベル★3 つ以上を取得している団体

④事業実施後に事業報告書の提出と公開への同意をいただける団体

⑤以下のいずれにも該当しない団体

・個人的な活動や趣味的なサークルなどの団体

・政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体

・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体、その他法令又は公序良俗に違反する団体

## 5．助成対象期間

2027 年 4 月 1 日～2028 年 2 月 29 日までに実施する事業

## 6．助成金額

助成総額　80 万円／1 件あたりの上限は 40 万円（申請額は万円単位、端数切捨て）

## 7．対象となる経費

助成対象事業の立ち上げや発展に直接必要な経費、特に、商品・サービスの開発や試行、顧客・利用者の開拓、事業の実施体制の整備など、事業の持続性・発展性を高めるための経費を対象とする。

主な対象経費は、人件費、謝金、旅費交通費、消耗品・原材料費、備品・設備費、印刷製本費、広報・広告宣伝費、委託費、会場・施設使用料、通信運搬費等。

※人件費や備品・設備費については、助成対象事業との関連性、必要性及び金額の妥当性を確認します。

※他の助成金との組み合わせは構いませんが、経費の重複がないようにしてください。

【対象外経費】

- 団体の通常運営に係る経費（既存事業の維持費、一般管理費等）
- 助成対象事業と直接関係のない人件費・備品購入費
- 団体構成員の親睦や慰労を目的とする飲食費
- 借入金の返済、積立金、他団体への寄付金
- 助成対象期間外に発生した経費
- 領収書等で支払額・使途が確認できない経費
- その他、事業との関連性や必要性を確認できない経費

## 8．申請手続きについて

当財団のウェブサイトから所定の「助成申請書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、下記受付期間中に電子メールでご送付ください。

○申請書類：助成申請書（収支予算書含む）

ダウンロード URL　https://chibanowafund.org/grant/koubo_awa2027.html

○受付期間：2027 年 1 月 5 日（火）～1 月 22 日（金）17 時必着

○提出先：公益財団法人ちばのＷＡ地域づくり基金　E-mail：grant@chibanowafund.org

※申請に際しては、CANPAN 団体情報を最新情報に更新し、定款（規則）、役員名簿、直近の団体の事業報告書・決算書類を CANPAN 上にアップロードしてください（必須）

※設立後間もない等の理由により、直近の事業報告書・決算書類がない場合は、事前に事務局へご相談ください。

※申請書は Word 文書のままで提出してください。

※件名に「安房まちづくり基金申請（団体名）」と明記してください。

※郵送での提出は受付対象外となります。必ず電子メールで提出してください。

## 9．選考について

・当財団が設置する助成等選考委員会による書類選考及びプレゼンテーション形式の選考を行い、理事会が最終決定します。
・審査期間中に事務局によるヒアリングを行います。
・選考の結果、助成金額を申請額よりも減額することがあります。

(1) 選考基準

ア．基金の目的との適合性・地域課題への対応
安房地域の具体的な課題やニーズを捉え、その解決を目指す事業であるか。

イ．事業の有効性・社会的価値
商品・サービスや事業の仕組みが地域課題の解決に有効であり、地域社会に具体的な変化をもたらすことが期待できるか。

ウ．事業性・持続可能性
顧客・利用者のニーズを踏まえ、事業収入の確保や多様な資金の活用等により、継続的に事業を運営する仕組みが考えられているか。

エ．事業の発展性・助成の効果
助成によって新たな商品・サービス、顧客・利用者、事業機会等が生まれ、事業の立ち上げや発展につながるか。

オ．実現可能性・実施体制
事業計画や実施手順が具体的で、実施主体や協力者の役割が明確であり、計画を実行できる見通しがあるか。

カ．収支計画の妥当性
事業内容に照らして必要な経費が適切に見積もられ、助成金の使途が明確であるか。
※新たな事業の立ち上げや発展段階にある事業を支援するため、応募時点での収益実績や黒字化は必須としません。事業の段階に応じて、今後の成長可能性や継続的な運営の見通しを総合的に評価します。

(2) 採択予定件数
2 件程度

(3) 選考スケジュール
・プレゼンテーション審査
2027 年 2 月中旬　※別途詳細をお知らせします。

## 10. 採択後の手続きについて

・助成決定後、採択団体と当財団は「覚書」を取り交わし、所定の手続き完了後に助成金を振り込みます。

## 11. 事業の実施

・採択団体は、申請時に設定した事業終了時の成果目標を達成することを目指して事業を実施します。ただし、成果目標の設定については、申請時に採択団体が自ら設定した内容をもとに、有識者等を交えて検討を行い、最終的に決定するものとします。
・当財団は、採択団体の事業の立ち上げや発展を支援するため、事業の進捗状況や課題に応じて、事業計画の具体化、実施体制の整備、顧客・利用者の開拓、地域の関係者との連携づくり、資金調達等に関する相談・助言や必要な関係者との接続などの伴走支援を行います。
・採択団体には、事業の進捗や課題について当財団と共有し、必要に応じて事業計画を見直しながら、事業の実現と発展に向けて取り組んでいただきます。
・事業開始後、当財団より、必要に応じて現場訪問や電話等でのヒアリング・モニタリングをさせていただくことがありますので、ご協力ください。
・助成金で作成するチラシなどの印刷物やメールでの参加者募集などに「安房まちづくり基金」から助成を受けて実施している旨を記載してください。
・事業実施の積極的な情報発信（ホームページ、ブログ、SNS 等）をお願いします。
・助成金に関わる収支の証拠書類(領収書など)を整理し、いつでも閲覧できるようにしてください。証拠書類は助成期間終了後 5 年間の保存が必要です。
・法令や条例、規則などに違反した場合は是正措置を求めます。改善されない場合、助成金の返還を求めることになります。
・やむを得ず事業内容を変更または中止する場合は、必ず事前に事務局に相談してください。

## 12. 事業成果の報告

・事業終了後 1 か月以内に所定の「事業報告書（実績報告、決算書、証拠書類の写し含む)」を提出してください。
・事業終了後に開催する「成果報告会」に参加し、事業成果を発表してください。

## 13. スケジュール

| | |
|---|---|
| 申請受付 | 2027 年 1 月 5 日（火）～1 月 22 日（金） |
| 審査・選考 | 1 月下旬～2 月下旬 |
| 採否結果通知 | 3 月上旬 |
| 助成金交付 | 3 月中旬（予定） |
| 事業開始 | 4 月 1 日 |
| 事業終了 | 2028 年 2 月 29 日 |
| 事業報告書提出 | 3 月 31 日 |
| 成果報告会 | 4 月頃 |

## 14. オンライン公募説明会、個別相談

以下のとおりオンライン募集説明会、個別相談を行いますので、申請を検討している団体はご活用ください。

**《オンライン公募説明会・事業計画策定ミニ研修》**　要事前申込

第 1 回　12 月 15 日（火）15 時～16 時 30 分

第 2 回　12 月 24 日（木）10 時 30 分～12 時

第 3 回　1 月 7 日（木）15 時～16 時 30 分

オンライン公募説明会用申込フォーム　https://forms.cloud.microsoft/r/fmVh1McYmr

**《個別相談》**　事前申込制

公募期間中（土日祝日を除く）、個別でのご相談を受け付けます。

時間：10 時～16 時（1 回 1 時間程度）

個別相談用申込フォーム　https://forms.cloud.microsoft/r/B4tMHdY0iS

## 15. お問い合わせ

公益財団法人ちばのＷＡ地域づくり基金　担当：大村・志村

TEL：043-239-5335（平日 9:30～17:30）　E-mail：grant@chibanowafund.org

公益財団法人
ちばのWA地域づくり基金